

(別紙)

諮問番号：令和7年度諮問第1号

答申番号：令和7年度答申第1号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、概ね次のとおり主張し、本件処分の取消しを求めている。

- (1) 審査請求人は令和4年11月25日に認定こども園の建設予定地（以下「本件土地」という）を購入し、令和5年1月30日に所有権の移転を登記した。

令和5年2月に香美町税務課にて、本件土地の非課税適用を口頭で依頼し、令和5年6月8日の私立保育園長会議にて、教育委員会こども教育課職員に本件土地の非課税適用を依頼。持ち帰ると約される。

令和6年4月3日に審査請求人が香美町税務課に出向き担当者に問い合わせたところ、引継ぎがなされていなかったことが判明したが、園舎建設開始をもって非課税になると告げられた。

令和6年7月5日こども教育課職員が来園し、「令和6年度分は固定資産税を納付すること。令和7年度以降については非課税化となる」と告げられた。

令和7年4月18日に税務課職員が来園し、固定資産税の課税通知書を持参されたが、「非課税について双方で納得している」と申し上げると持って帰られた。

令和7年5月下旬に郵送で令和7年度固定資産税納税通知書が届く。

- (2) 上記(1)のとおり、令和7年度に本件土地に課税することは、納税者と町当局の信頼関係を著しく損なうものであり、妥当性を欠くものと判断し、不服を申し立て、審査請求をする。

2 処分庁の主張

処分庁は、おおむね次のとおり主張し、本件審査請求の棄却を求めている。

- (1) 固定資産税は、固定資産の所有者に課するとされており（地方税法（昭和25年法律第226号）第343条第1項）、固定資産の所有者とは、登記簿に所有者として登記されている者をいう（地方税法第343条第2項）。

固定資産税の賦課期日は、当該年度の初日の属する年の1月1日としており（地方税法第359条）、審査請求人は令和4年11月25日に本件土地を取得していることから、賦課期日である令和7年1月1日現在で本件土地の所有者として課税台帳に登録されている。

- (2) 地方税法第348条で固定資産税の非課税の範囲を定めており、「学校法人、社会福祉法人その他政令で定める者が就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園の用に供する固定資産」(同条第2項第10号の4)が本件土地に該当する。

しかしながら、香美町税条例(平成17年条例第72号)第57条「固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告」において、「社会福祉事業等の開始若しくは設立の年月日」を記載した申告書を町長に提出しなければならないとされており、賦課期日である令和7年1月1日において、本件土地に認定こども園が開園していない現況から非課税適用はできず、本件処分を行った。

- (3) 本件審査請求に至る経緯として「税務課において、本件土地の非課税適用についての具体的な説明がなかった」との記述があるが、令和6年6月13日及び同年7月18日に税務課職員2名が訪問し、本件処分における具体的な説明を行っている。なお、令和6年7月5日に徴税吏員(地方税法第1条第1項第3号)である税務課職員が「令和7年度以降については非課税になる」と発言した事実はない。

以上のとおり、本件処分には、何ら違法又は不当な点はなく、本件審査請求は理由がないとして棄却されるべきである。

第3 審理員意見書の要旨

次のとおり、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

1 法令等の規定について

- (1) 固定資産税は、固定資産の所有者に課するとされており(地方税法第343条第1項)、固定資産の所有者とは、登記簿に所有者として登記されている者をいう(地方税法第343条第2項)。
- (2) 固定資産税の賦課期日は、当該年度の初日の属する年の1月1日としており(地方税法第359条)、審査請求人は令和4年11月25日に本件土地を取得していることから、賦課期日である令和7年1月1日現在で本件土地の所有者として課税台帳に登録されている。
- (3) 地方税法第348条で固定資産税の非課税の範囲を定めており、「学校法人、社会福祉法人その他政令で定める者が就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する」認定こども園の用に供する固定資産」(同条第2項第10号の4)が本件土地に該当する。

しかしながら、香美町税条例(平成17年条例第72号)第57条「固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告」において、「社会福祉事業等の開始若しくは設立の年月日」を記載した申告書を町長に提出しなければならないとされており、賦課期日である令和7年1月1日において、本件土地に認定こども園が開園していない現況から非課税適用はできない。

2 経緯

本件審査請求に至る経緯として「税務課において、本件土地の非課税適用についての具体的な説明がなかった」との記述があるが、令和6年6月13日及び同年7月18日に税務課職員2名が訪問し、本件処分における具体的な説明を行っている。なお、令和6年7月5日に徴税吏員（地方税法第1条第1項第3号）である税務課職員が「令和7年度以降については非課税になる」と発言した事実はない。

3 本件処分に係る違法性又は不当性の検討

- (1) 本件処分は、法令の規定に従い適正になされたものであり、特段違法又は不当な点は認められない。
- (2) 他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

第4 調査審議の経過

令和7年12月16日 審査庁より諮問（受付 令和7年12月17日）
令和7年12月22日 諮問内容の確認
令和8年1月27日 調査審議
令和8年2月26日 答申に係る審議

第5 審査会の判断の理由

1 審理手続の適正性について

審理員は、処分庁に弁明書の提出を求め、処分庁から弁明書の提出を受けた後は、それを審査請求人に送付し、反論書の提出を求めている。以後、審査請求人からの反論書、処分庁からの再弁明書の提出を受け、それぞれ当事者双方へ送付している。

再反論書の提出を令和7年11月21日までに審査請求人に求めたが、提出がなかったため、同年11月28日付けで審理を終結した旨を審査請求人に通知した。

以上のことから、行政不服審査法に基づく必要な手続を実施していることから、本件審査請求に係る審理手続は適正に行われたものと認められる。

2 審査会の判断について

(1) 関係法令等の定め

ア 固定資産税の賦課期日等について

固定資産税は、固定資産の所有者に課するとされており（地方税法第343条第1項）、固定資産の所有者とは、登記簿に所有者として登記されている者をいう（地方税法第343条第2項）。

固定資産税の賦課期日は、当該年度の初日の属する年の1月1日としている（地方税法第359条）。

イ 固定資産税の非課税の範囲

固定資産税は、次に掲げる固定資産に対しては課することができない（地方税法第348条第2項）。

10の4 学校法人、社会福祉法人その他政令で定める者が就学前の子どもに関

する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園の用に供する固定資産

ウ 非課税適用を受ける届け出

地方税法第348条第2項第10号から第10号の10までの固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、(中略)掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない(香美町税条例第57条)。

(2) 争点等について

審査請求人は、令和7年度に本件土地に課税することは、納税者と町当局の信頼関係を著しく損なうものであり、妥当性を欠くものと判断し、不服を申し立てている。また、今回の行政処分は国家賠償法が定める「損害」であると主張している。

上記(1)のとおり、地方税法第348条で固定資産税の非課税の範囲を定めており、本件土地が認定こども園の用に供する固定資産に該当するかどうか争点である。地方税法第348条第2項第10号の4により固定資産税が非課税となるのは、「認定こども園の用に供する固定資産」であり、令和7年1月1日時点では、本件土地は認定こども園の用に供していないため、固定資産税を非課税にすることはできない。したがって、処分庁の行った処分は妥当である。

(3) その他

その他本件処分に違法な点は認められない。

(4) 結論

以上のことから、本件処分が違法なものとは認められないため、当審査会は、前記第1のとおり判断する。

第6 審査会の意見(処分庁の対応について)

- 1 香美町から提出された資料によれば、審査請求人は令和5年2月から何度も、本件土地の非課税について税務課及びこども教育課に依頼している。税務課では、令和7年4月14日に本件土地の固定資産税非課税に対する事前協議を町長と行ない、その結果を令和7年4月18日に審査請求人に伝えているが、対応が遅く、結果として審査請求人に「(令和7年度の)固定資産税が非課税になるかもしれない」と期待させることとなった。

地方税法第348条により固定資産税が非課税となるのは「認定こども園の用に供する固定資産」であり、本件土地を購入しただけでは非課税とならないことを令和5年度から6年度までに処分庁は審査請求人に伝えておくべきであった。

- 2 審査請求人から提出された書面では、処分庁に対する審査請求人の不信感が見取れる。本件を機会に、処分庁においては、①法令の一層適正な解釈、②課税業務に係る窓口の一本化の徹底、③丁寧な説明と誠意ある対応について取り組むよう求める。

答申年月日 令和8年2月26日

但馬行政不服審査会

会長 辻本 武之

委員 池口 達生

委員 田中 重厚